



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年3月6日(水) 号外(第1号)

目次

告示

○知事指定薬物の指定(薬務課)

ページ

2

■ 告 示

◎群馬県告示第47号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年3月6日

群馬県知事 山本 一 太

1 知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-N-メチル-N-(プロパン-2-イル)-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド(通称名MiPLA、MIPLA、N-Methyl-N-isopropyl lysergamide)及びその塩類
- (2) 2-{[(4-ブトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル}-N,N-ジエチルエタン-1-アミン(通称名Butonitazene)及びその塩類
- (3) 1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキサール-5-イル)-2-(プロピルアミノ)ブタン-1-オン(通称名N-Propylbutylone、Putylone、bk-PBDB)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和6年3月7日